

## 消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案要綱

### 第一 製品事故から除かれる事故

製品事故のうち、他の法律の規定によつて危害の発生及び拡大を防止することができると認められる事故は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に規定する器具、容器包装又はおもちゃに起因する食品衛生上の危害が発生した事故とすること。  
(第三条関係)

### 第二 重大製品事故の要件

重大製品事故の要件は、一般消費者の生命又は身体に対し、「死亡」、「負傷又は疾病であつて、治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき（その症状が固定したときを含む。）において主務省令で定める身体の障害が存するもの」若しくは「一酸化炭素中毒」のいずれかの危害が発生したこと、又は「火災が発生したこと」のいずれかとすること。  
(第四条関係)

### 第三 重大製品事故に係る危害の発生及び拡大を防止すべき他の法律

重大製品事故に係る一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止すべき他の法律は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）とすること。

(第九条関係)

#### 第四 回収等の措置を命ずることができる他の法律の規定

消費生活用製品の回収等の措置を命ずることができる他の法律の規定は、食品衛生法第五十四条、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十九条の十八、電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二条の五、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第六十五条、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第六条各項とすること。

(第十条関係)

#### 第五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第六 附則

この政令の施行期日について定めること。

(附則関係)

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百四号）の施行に伴い、並びに消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第二条第四項及び第五項、第三十五条第三項、第三十九条第一項並びに第五十四条第一項第三号及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十六条とする。

第十二条第六項中「第八十三条第一項、第八十四条第一項及び第八十五条第一項」を「第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条中「第九十六条の二」を「第五十七条」に改め、同条を第十四条とする。

第十条第一項中「第八十三条第一項、第八十四条第一項及び第八十五条第一項」を「第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第九条の見出しを「（主務大臣及び主務省令）」に改め、同条第一項中「第九十五条第一項第三号」を「

第五十四条第一項第三号」に、「第八十二条の規定による命令」を「第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条の規定による報告に関する事項、法第三十六条の規定による公表に関する事項、法第三十七条の規定による命令、法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項」に、「第八十三条第一項」を「第四十条第一項」に、「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、「立入検査」の下に「に関する事項」を加え、「第九十三条の規定による申出」を「第五十二条第一項の規定による申出の受理」に改め、「及び申出」の下に「の受理」を加え、同条第二項中「第八十二条」を「第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条の規定による報告に関する事項、法第三十六条の規定による公表に関する事項、法第三十七条の規定による命令及び法第三十九条第一項」に改め、「当該」の下に「情報の収集、報告、公表及び」を加え、同条第三項中「第八十三条第一項」を「第四十条第一項」に、「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に、「第九十三条の規定による申出」を「第五十二条第一項の規定による申出の受理」に改め、「及び申出」の下に「の受理」を加え、同条第四項中「第九十五条第一項第三号」を「第五十四条第一項第三号」に、「第八十二条の規定による命令」を「第三十五条の規定による報告に関する事項、法第三十六条の規定による公表に関する事項、法第三十七条の規定による命令、法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項」に、「第八十三条第一項」

を「第四十条第一項」に、「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、「立入検査」の下に「に関する事項」を加え、「第九十三条の規定による申出」を「第五十二条第一項の規定による申出の受理」に改め、同条に次の二項を加える。

5 法第三十五条の規定による報告に関する事項についての主務省令は、第二項に規定する主務大臣の発する命令とする。

6 第四条第一号口の主務省令は、第二項に規定する主務大臣の発する命令とする。

第九条を第十二条とする。

第八条中「第八十三条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第七条を削る。

第六条中「第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（重大製品事故に係る危害の発生及び拡大を防止すべき他の法律）

第九条 法第三十五条第三項の政令で定める他の法律は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

(昭和四十八年法律第百十二号)とする。

(回収等の措置を命ずることができ他の法律の規定)

第十条 法第三十九条第一項の政令で定める他の法律の規定は、次に掲げるものとする。

一 食品衛生法第五十四条

二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三十九条の十八

三 電気用品安全法第四十二条の五

四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第六十

五条

五 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第六条各項

第五条を第七条とし、第四条を第六条とする。

第三条の見出しを「(規格又は基準を定めることができる他の法律)」に改め、同条中「定める法律」を

「定める他の法律」に改め、同条第一号中「(昭和二十二年法律第二百三十三号)」を削り、同条を第五条

とし、第二条の次に次の二条を加える。

(製品事故から除かれる事故)

第三条 法第二条第四項の政令で定める事故は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第四項に規定する器具、同条第五項に規定する容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃに起因する食品衛生上の危害が発生した事故とする。

(重大製品事故の要件)

第四条 法第二条第五項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。

一 一般消費者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生したこと。

イ 死亡

ロ 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたと

き（その症状が固定したときを含む。）において主務省令で定める身体の障害が存するもの

ハ 一酸化炭素による中毒

二 火災が発生したこと。

別表第一中「第三条」を「第五条」に改める。

別表第二中「第四条」を「第六条」に改める。

別表第三中「第十三条」を「第十六条」に改める。

#### 附 則

この政令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年五月十四日）から施行する。

## 理由

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行に伴い、製品事故から除かれる事故、主務大臣への報告の対象となる重大製品事故の要件等を定める必要があるからである。

○消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（製品事故から除かれる事故）</p> <p>第三条 法第二条第四項の政令で定める事故は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第四項に規定する器具、同条第五項に規定する容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃに起因する食品衛生上の危害が発生した事故とする。</p> <p>（重大製品事故の要件）</p> <p>第四条 法第二条第五項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。</p> <p>一 一般消費者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生したと。</p> <p>イ 死亡</p> <p>ロ 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき（その症状が固定したときを含む。）において主務省令で定める身体の障害が存するもの</p> <p>ハ 一酸化炭素による中毒</p> <p>二 火災が発生したこと。</p>	<p>（新設）</p>

(規格又は基準を定めることができる他の法律)

第五条 法第三条の政令で定める他の法律は、次の各号に掲げる特定製品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 別表第一第一号に掲げる特定製品 食品衛生法及び電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）

二 (略)

第六条 (略)

第七条 (略)

(外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担)

第八条 法第三十一条第二項の政令で定める費用は、同条第一項第八号の検査のため同号の職員（同条第三項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員）がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、主務省令で定める。

(重大製品事故に係る危害の発生及び拡大を防止すべき他の法律)

第九条 法第三十五条第三項の政令で定める他の法律は、有害物質を含有す

(法第三条の政令で定める法律)

第三条 法第三条の政令で定める法律は、次の各号に掲げる特定製品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 別表第一第一号に掲げる特定製品 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）

二 (略)

第四条 (略)

第五条 (略)

(外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担)

第六条 法第三十条第二項の政令で定める費用は、同条第一項第八号の検査のため同号の職員（同条第三項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員）がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、主務省令で定める。

(新設)

る家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百二十二号）とする。

（回収等の措置を命ずることができる他の法律の規定）

第十条 法第三十九条第一項の政令で定める他の法律の規定は、次に掲げるものとする。

- 一 食品衛生法第五十四条
- 二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十九条の十八
- 三 電気用品安全法第四十二条の五
- 四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第六十五条
- 五 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第六条各項

（削る）

（報告の徴収）

第十一条 法第四十条第一項の規定により主務大臣が消費生活用製品（特定製品を除く。以下この項において同じ。）の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の種類、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、主たる販売先

（新設）

（緊急命令の適用除外）

第七条 法第八十二条の政令で定める場合は、食品衛生法第五十四条又は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）第六条第一項若しくは第二項の規定による命令をすることができる場合とする。

（報告の徴収）

第八条 法第八十三条第一項の規定により主務大臣が消費生活用製品（特定製品を除く。以下この項において同じ。）の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の種類、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、主たる販売先

並びに当該消費生活用製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該消費生活用製品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。

2 法第四十条第一項の規定により主務大臣が特定製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る特定製品の種類（届出事業者にあつては、型式）、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該特定製品の製造又は輸入の業務に関する事項（届出事業者にあつては、法第六条第四号の措置に関する事項を含む。）とする。

3 法第四十条第一項の規定により主務大臣が消費生活用製品の販売の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その販売に係る消費生活用製品の種類、数量、保管又は販売の場所、購入先及び主たる販売先に関する事項その他当該消費生活用製品の販売の業務に関する事項とする。

（主務大臣及び主務省令）

第十二条 法第五十四条第一項第三号に定める事項（法第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条の規定による報告に関する事項、法第三十六条の規定による公表に関する事項、法第三十七条の規定による命令、法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項、法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一条第一項の規定による立入検査に関する

並びに当該消費生活用製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該消費生活用製品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。

2 法第八十三条第一項の規定により主務大臣が特定製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る特定製品の種類（届出事業者にあつては、型式）、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該特定製品の製造又は輸入の業務に関する事項（届出事業者にあつては、法第六条第四号の措置に関する事項を含む。）とする。

3 法第八十三条第一項の規定により主務大臣が消費生活用製品の販売の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その販売に係る消費生活用製品の種類、数量、保管又は販売の場所、購入先及び主たる販売先に関する事項その他当該消費生活用製品の販売の業務に関する事項とする。

（主務大臣）

第九条 法第九十五条第一項第三号に定める事項（法第八十二条の規定による命令、法第八十三条第一項の規定による報告の徴収、法第八十四条第一項の規定による立入検査及び法第九十三条の規定による申出に関する事項を除く。）についての主務大臣は、経済産業大臣とする。

事項及び法第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項を除く。  
）についての主務大臣は、経済産業大臣とする。

2 法第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条の規定による報告に関する事項、法第三十六条の規定による公表に関する事項、法第三十七条の規定による命令及び法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項についての主務大臣は、当該情報の収集、報告、公表及び命令に係る消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者について、それぞれの消費生活用製品の製造又は輸入の事業を所管する大臣とする。

3 法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一条第一項の規定による立入検査及び法第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項についての主務大臣は、当該報告の徴収、立入検査及び申出の受理に係る消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者について、それぞれの消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣とする。

4 法第五十四条第一項第三号に定める事項（法第三十五条の規定による報告に関する事項、法第三十六条の規定による公表に関する事項、法第三十七条の規定による命令、法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項、法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一条第一項の規定による立入検査に関する事項及び法第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項を除く。）についての主務省令は、第一項に規定する主務大臣の発する命令とする。

5 法第三十五条の規定による報告に関する事項についての主務省令は、第二項に規定する主務大臣の発する命令とする。

2 法第八十二条の規定による命令に関する事項についての主務大臣は、当該命令に係る消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者について、それぞれの消費生活用製品の製造又は輸入の事業を所管する大臣とする。

3 法第八十三条第一項の規定による報告の徴収、法第八十四条第一項の規定による立入検査及び法第九十三条の規定による申出に関する事項についての主務大臣は、当該報告の徴収、立入検査及び申出に係る消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者について、それぞれの消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣とする。

4 法第九十五条第一項第三号に定める事項（法第八十二条の規定による命令、法第八十三条第一項の規定による報告の徴収、法第八十四条第一項の規定による立入検査及び法第九十三条の規定による申出に関する事項を除く。）についての主務省令は、第一項に規定する主務大臣の発する命令とする。

（新設）

6 第四条第一号口の主務省令は、第二項に規定する主務大臣の発する命令とする。

(都道府県が処理する事務)

第十三条 法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて特定製品の販売の事業を行う者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2・3 (略)

(主務大臣が指示をすることができる事務)

第十四条 法第五十七条の政令で定める事務は、前条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務とする。

(権限の委任)

第十五条 (略)

2・5 (略)

6 法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定に基づき経済産業大臣の権限であつて、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に関するものは、その事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(新設)

(都道府県が処理する事務)

第十条 法第八十三条第一項、第八十四条第一項及び第八十五条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて特定製品の販売の事業を行う者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2・3 (略)

(主務大臣が指示をすることができる事務)

第十一条 法第九十六条の二の政令で定める事務は、前条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務とする。

(権限の委任)

第十二条 (略)

2・5 (略)

6 法第八十三条第一項、第八十四条第一項及び第八十五条第一項の規定に基づき経済産業大臣の権限であつて、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に関するものは、その事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第十六条 (略)

別表第一 (第一条、第五条関係)

(略)

別表第二 (第二条、第六条関係)

(略)

別表第三 (第十六条関係)

(略)

第十三条 (略)

別表第一 (第一条、第三条関係)

(略)

別表第二 (第二条、第四条関係)

(略)

別表第三 (第十三条関係)

(略)

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

- 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）（抄）
- 消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）
- 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（抄）
- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）
- ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（抄）
- 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二十一号）（抄）
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）

○ 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）（抄）

（定義）

- 第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。
- 2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。
- 3 この法律において「特別特定製品」とは、その製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる特定製品で政令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものである。ついで、消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかでない事故以外のもの（他の法律の規定によつて危害の発生及び拡大を防止することができると認められる事故として政令で定めるものを除く。）をいう。
- 一 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
- 二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であつて、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの
- 5 この法律において「重大製品事故」とは、製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するものをいう。

第二章 特定製品

第一節 基準並びに販売及び表示の制限

（基準）

第三条 主務大臣は、特定製品について、主務省令で、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な技術上の基準を定めなければならない。この場合において、当該特定製品について、政令で定める他の法律の規定に基づき一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための規格又は基準を定めることができることとされているときは、当該規格又は基準に相当する部分以外の部分について技術上の基準を定めるものとする。

（販売の制限）

第四条（略）

- 2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。
- 一 輸出用の特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。
- 二 輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、主務大臣の承認を受けるとき。
- 三 第十一条第一項第一号の規定による届出又は同項第二号の承認に係る特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

## 第二節 事業の届出等

### (事業の届出)

第六条 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定める特定製品の区分（以下単に「特定製品の区分」という。）に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができる。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主務省令で定める特定製品の型式の区分
- 三 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 四 当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置

### (承継)

第七条 届出事業者が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は届出事業者について相続、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その届出事業者の地位を承継する。前項の規定により届出事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

### (変更の届出)

第八条 届出事業者は、第六条各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

### (廃止の届出)

第九条 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

### (届出事項に係る情報の提供)

第十条 何人も、主務大臣に対し、第六条第一号及び第二号に掲げる事項に係る情報の提供を請求することができる。

### (基準適合義務等)

第十一条 届出事業者は、届出に係る型式の特定製品を製造し、又は輸入する場合においては、第三条の規定により定められた技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

- 一 輸出用の特定製品を製造し、又は輸入する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

- 二 輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を製造し、又は輸入する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。
- 三 試験用に製造し、又は輸入するとき。
- 二 届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の特定製品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 三 届出事業者は、第六条第四号の措置が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

（特別特定製品の適合性検査）

- 第十二条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の特定製品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が特別特定製品である場合には、当該特別特定製品を販売する時まで、次の各号のいずれかに掲げるものについて、主務大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査（以下「適合性検査」という。）を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特別特定製品と同一の型式に属する特別特定製品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受け、これを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特別特定製品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして主務省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。
- 一 当該特別特定製品
- 二 試験用の特別特定製品及び当該特別特定製品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他主務省令で定めるもの
- 二 前項の登録を受けた者は、同項各号に掲げるものについて主務省令で定める方法により検査を行い、これらが技術基準又は主務省令で定める同項第二号の検査設備その他主務省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、主務省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

（表示）

- 第十三条 届出事業者は、その届出に係る型式の特定製品の技術基準に対する適合性について、第十一条第二項（特別特定製品の場合）にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該特定製品に主務省令で定める方式による表示を付することができる。

（改善命令）

- 第十四条 主務大臣は、次の場合には、届出事業者に対し、特定製品の製造、輸入若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善又は第六条第四号の措置の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 一 届出事業者が第十一条第一項の規定に違反していると認めるとき。
- 二 第六条第四号の措置が第十一条第三項の主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

（表示の禁止）

- 第十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の特定製品に第十三条の規定により表示を付することを禁止することができる。

- 一 届出事業者が製造し、又は輸入したものを除く。）が技術基準に適合しない場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があるとき、当該技術基準に適合していない特定製品の届出に係る型式
- 二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品について、第十一条第二項又は第十二条第一項の規定に違反したとき、当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の特定製品について、前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したときは、当該届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る特定製品の区分に属する届出に係る型式の特定製品に第十三条の規定により表示を付することを禁止することができる。

### 第三節 検査機関の登録

#### (登録)

- 第十六条 第十二条第一項の登録は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める特別特定製品の区分（以下単に「特別特定製品の区分」という。）ごとに、適合性検査を行うおとす者の申請により行う。
- 2 主務大臣（第五十四条第一項第三号の規定により、経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。第二十九条第二項、第三十一条第三項、第三十六條第一項、第四十一条第四項、第四十三条及び第四十九条において同じ。）は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に当該申請が第十八条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

#### (欠格条項)

- 第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第十二条第一項の登録を受けることができない。
  - 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
  - 二 第二十七条又は第三十一条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
  - 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

#### (登録の基準)

- 第十八条 主務大臣は、第十六条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に關して必要な手續は、主務省令で定める。
- 一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機關於する基準に適合するものであること。
- 二 登録申請者が、第十二条第一項の規定により適合性検査を受けなければならぬこととされる特別特定製品を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第二十四条第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

- イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人）であること。
- ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
- ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。
- 二 第十二条第一項の登録は、検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
- 三 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 四 登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地

#### （登録の更新）

- 第十九条 第十二条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

#### 第四節 国内登録検査機関

##### （適合性検査の義務）

- 第二十条 第十二条第一項の登録を受けた者（国内にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録検査機関」という。）は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。
- 2 国内登録検査機関は、公正に、かつ、技術基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならない。

##### （事業所の変更の届出）

- 第二十一条 国内登録検査機関は、適合性検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

##### （業務規程）

- 第二十二条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、適合性検査の業務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 業務規程には、適合性検査の実施方法、適合性検査に関する料金の算定方法その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止の届出)  
第二十三条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第二十四条 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十一条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。次項及び第二受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定められた費用を支払わなければならない。  
一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求  
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求  
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求  
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十五条 主務大臣は、国内登録検査機関が第十八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その国内登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十六条 主務大臣は、国内登録検査機関が第二十条の規定に違反しているとき、当該国内登録検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができるとができる。

(登録の取消し等)

第二十七条 主務大臣は、国内登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。  
一 第二十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。  
二 第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項又は次条の規定に違反したとき。  
三 正当な理由がないのに第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。  
四 前二条の規定による命令に違反したとき。  
五 不正の手段により第十二条第一項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)  
第二十八条 国内登録検査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、適合性検査に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(主務大臣による適合性検査業務実施等)

第二十九条 主務大臣は、第十二条第一項の登録を受ける者がいないとき、第二十三条の規定による適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十七条の規定により同項の登録を取り消し、又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の休止を命じたとき、国内登録検査機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部を行ふことができず、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行ふことができる。

2 主務大臣は、前項の場合において必要があるときは、機構に、当該適合性検査の業務の全部又は一部を行わせることができる。

3 主務大臣が前二項の規定により適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行い、又は機構に行わせる場合における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、主務省令で定める。

## 第五節 外国登録検査機関

(適合性検査の義務等)

第三十条 第十二条第一項の登録を受けた者(外国にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「外国登録検査機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 第二十条第二項、第二十一条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第二十五条及び第二十六条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第三十一条 主務大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 前条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二十条第二項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項若しくは第二十八条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前条第二項において準用する第二十五条又は第二十六条の規定による請求に応じなかつたとき。

五 不正の手段により第十二条第一項の登録を受けたとき。

六 主務大臣が、外国登録検査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 主務大臣が必要があると認めて外国登録検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず

八、又は虚偽の報告がされたとき。  
九、事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。  
十、前項第八号の検査に要する費用の負担をしないとき。  
十一、主務大臣は、必要があると認めるときは、政令で定めるものに限る。  
十二、主務大臣は、前項の規定により機械に検査を行わせる場合には、機械に対し、当該検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。  
十三、これを実施すべきことを指示するものとする。  
十四、機構は、前項の指示に従って第三項に規定する検査を行ったときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

### 第六節 危害防止命令

第三十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあるとき、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  
一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第四条第一項の規定に違反して特定製品を販売したこと。  
二 届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと。  
三 一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。

### 第三章 製品事故等に関する措置

#### 第一節 情報の収集及び提供

第三十三条 (主務大臣の責務)  
主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならない。

第三十四条 (事業者の責務)  
業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するように努めなければならない。  
二 消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業を行う者は、その小売販売、修理又は設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に通知するよう努めなければならない。

(主務大臣への報告等)

第三十五条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を主務大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告の期限及び様式は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大製品事故による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大が法令で定められた場合において、当該報告に基づき危害の発生及び拡大を防止する事務を所掌する大臣に通知するものとする。

#### 第三十六條 (主務大臣による公表)

第三十六條 主務大臣は、前条第一項の規定による報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知った場合において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、同条第三項の規定による通知をした場合を除き、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることができる。

#### 第三十七條 (体制整備命令)

第三十七條 主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が第三十五条第一項の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合において、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について生じた重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、これを適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

#### 第三十九條 (危害防止命令)

第三十九條 主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があるとき、第三十二条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることができるときは、第三十二条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることができるときは、必要な限度において、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る当該消費生活用製品の回収を要することその他当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### 第四章 雑則

#### (報告の徴収)

第四十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者に対し、その業務の状況（届出事業者に対しては業務又は経理の状況）に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第四十一条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入検査を行わせることができる。

4 主務大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

5 主務大臣は、前項の指示に従って第四項の規定する立入検査を行ったときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

6 機構は、前項の指示に従って第四項の規定する立入検査を行ったときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

7・8 （略）

（消費生活用製品の提出）

第四十二条 主務大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査をさせ、又は同条第四項の規定により機構に立入検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる消費生活用製品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2・3 （略）

（適合性検査についての申請及び主務大臣の命令）

第五十一条 届出事業者は、その製造し、又は輸入する特別特定製品について、国内登録検査機関が適合性検査を行わない場合又は国内登録検査機関の適合性検査の結果に異議のある場合は、主務大臣に対し、国内登録検査機関が適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る国内登録検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるときは、当該申請に係る国内登録検査機関に対し、第二十六条の規定による命令をしないことと決定をしたときは、遅滞なく、主務大臣は、前項の場合において、第二十六条の規定による命令をし、又は命令をしないことと決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした届出事業者に通知しなければならない。

3 主務大臣は、前項の場合において、第二十六条の規定による命令をし、又は命令をしないことと決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした届出事業者に通知しなければならない。

4 （略）

第五十二條 (主務大臣に対する申出)  
何人も、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置がとられていないため一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。  
2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

第五十四條 (主務大臣及び主務省令)  
この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)  
二 (略)  
三 第四條第二項(第三号を除く。)の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節の規定による特定製品に係る届出の受理に関する事項、同章第三節から第五節までの規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録に関する事項、第三十二條の規定による命令、前章第一節の規定による報告の徴収、第四十一條第一項及び第二項の規定による立入検査に関する事項、第五十一條第一項の申請の受理に関する事項並びに第五十二條第一項の規定による申出の受理に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣  
2 (略)

第五十五條 (都道府県が処理する事務)  
この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(主務大臣の指示)  
第五十七條 主務大臣は、特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生のおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、第五十五條の規定に基づき、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があるときは、都道府県知事に対し、第五十五條の規定に基づき、政令の規定により都道府県知事が行うこととされる事務のうち政令で定めるものに関し、当該危害の発生及び拡大を防止するために必要な指示をすることができる。

○ 消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九年政令第四十八号)

(特定製品)  
第一条 消費生活用製品安全法(以下「法」という。)第二条第二項の特定製品は、別表第一に掲げるとおりとする。  
(特別特定製品)

第二条 法第二条第三項の特別特定製品は、別表第二の上欄に掲げるとおりとする。

(法第三条の政令で定める法律)

第三条 法第三条の政令で定める法律は、次の各号に掲げる特定製品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 別表第一第一号に掲げる特定製品  
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）

二 別表第一第六号に掲げる特定製品  
電気用品安全法

(証明書の保存に係る経過期間)

第四条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める期間は、別表第二の上欄に掲げる特別特定製品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(検査機関の登録の有効期間)

第五条 法第十九条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担)

第六条 法第三十条第二項の政令で定める費用は、同条第一項第八号の検査のため同号の職員（同条第三項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員）がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、主務省令で定める。

(緊急命令の適用除外)

第七条 法第八十二条の政令で定める場合は、食品衛生法第五十四条又は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）第六条第一項若しくは第二項の規定による命令をすることができるところとする。

(報告の徴収)

第八条 法第八十三条第一項の規定により主務大臣が消費生活用製品（特定製品を除く。以下この項において同じ。）の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る製造又は輸入に係る消費生活用製品の種類、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、製造又は保管若しくは販売の場所、主たる販売先並びに当該消費生活用製品の製造又は輸入の業務に關する事項とする。

2 法第八十三条第一項の規定により主務大臣が特定製品の製造又は輸入の業務に關する事項とする。この項は、その製造又は輸入に係る特定製品の種類（届出事業者にあつては、型式）、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に關する事項その他当該特定製品の製造又は輸入の業務に關する事項（届出事業者にあつては、法第六条第四号の措置に關する事項を含む。）とする。

3 法第八十三条第一項の規定により主務大臣が消費生活用製品の販売の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項

は、その販売に係る消費生活用製品の種類、数量、保管又は販売の場所、購入先及び主たる販売先に関する事項その他当該消費生活用製品の販売の業務に関する事項とする。

(主務大臣)

第九條 法第九十五條第一項第三号に定める事項（法第八十二條の規定による命令、法第八十三條第一項の規定による報告の徴収、法第八十四條第一項の規定による立入検査及び法第九十三條の規定による申出に関する事項を除く。）についての主務大臣は、経済産業大臣とする。

2 法第八十二條の規定による命令に関する事項についての主務大臣は、当該命令に係る消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者について、それぞれその消費生活用製品の製造又は輸入の事業を所管する大臣とする。

3 法第八十三條第一項の規定による報告の徴収、法第八十四條第一項の規定による立入検査及び法第九十三條の規定による申出に関する事項についての主務大臣は、当該報告の徴収、立入検査及び申出に係る消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者について、それぞれその消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣とする。

4 法第九十五條第一項第三号に定める事項（法第八十二條の規定による命令、法第八十三條第一項の規定による報告の徴収、法第八十四條第一項の規定による立入検査及び法第九十三條の規定による申出に関する事項を除く。）についての主務大臣は、第一項に規定する主務大臣の発する命令とする。

(都道府県が処理する事務)

第十條 法第八十三條第一項、第八十四條第一項及び第八十五條第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて特定製品の販売の事業を行う者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2 前項の規定により同項に規定する事務を行った都道府県知事は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

3 業大臣に報告しなければならない。法中同項本文に規定する事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(主務大臣が指示をすることができる事務)

第十一條 法第九十六條の二の政令で定める事務は、前条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務とする。

(権限の委任)

第十二條 法第四條第二項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとす。

2 法第四條第二項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定製品の輸入又は販売の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

3 法第六條、第七條第二項、第八條から第十條まで及び第十一條第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて

、一の届出区分（法第六条に規定する主務省令で定める特定製品の区分をいう。次項において同じ。）に属する特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

4 法の第六條、第七條第二項、第八條から第十條まで及び第十一條第一項第一號の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

5 法第十四條及び第十五條の規定に基づく経済産業大臣の権限は、届出事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

6 法第八十三條第一項、第八十四條第一項及び第八十五條第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に及ぶものは、その事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第十三條 法別表第九號の政令で定める法律は、別表第三の上欄に掲げるとおりとし、同號の政令で定める製品は、同表の上欄に掲げる法律ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条、第三条関係）

- 一 家庭用の圧力なべ及び圧力がま（内容積が十リットル以下のものであつて、九・八キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するように設計したものに限る。）
- 二 乗車用ヘルメット（自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。）
- 三 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）
- 四 登山用ロープ（身体確保用のものに限る。）
- 五 携帯用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。）
- 六 浴槽用温水循環器（主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となつていて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が十リットル毎分未満のものを除く。）

別表第二（第二条、第四条関係）

- 一 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）<sup>十年</sup>
- 二 携帯用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。）<sup>三年</sup>
- 三 浴槽用温水循環器（主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となつていて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の

の流量が十リットル毎分未満のものを除く。) 三年

別表第三 (第十三条関係)

- 一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号) 船舶安全法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件
- 二 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号) 道路運送車両法第四十一条各号に掲げる自動車の装置及び同法第四十四条第三号から第十一号までに掲げる原動機付自転車の装置

○ 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号) (抄)

第四条 (略)

- 4 この法律で器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。
- 5 この法律で容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。
- 6 (略)
- 9 (略)

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

- 一 腐敗し、若しくは変敗したも又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められていもの。
- 二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合において、この限りでない。
- 三 それがない場合として汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。
- 四 病原微生物により汚染され、又はその事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

第八条 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物について、第二十六条第一項から第三項まで又は第二十八条第一項の規定による検査の結果次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物に該当すること、生産地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、又は販売のため

用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを禁止することができる。

一 第六条各号に掲げる食品又は添加物

二 第十条に規定する食品

三 第十一条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

四 第十一条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

五 第十一条第三項に規定する食品

2 4 (略)

第九条 第一号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第一号若しくは第三号に掲げる異常があり、又は他の物をいう。以下同じ。昭和三十八年法律第百十四号) 第三号第一項に規定する獣畜及び厚生労働省令で定めるその他の物が、第二号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第二号若しくは第三号に掲げる異常があり、又は第二号若しくは第三号に掲げる獣畜及び厚生労働省令で定めるその他の肉、骨及び臓器は、厚生労働省令で定める場合を除き、これを食品として販売し、又は食品として販売の用に供するに、肉、骨及び臓器は、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、へい死した獣畜又は家きんの肉、骨及び臓器であつて、当該職員が、人の健康を損なうおそれなく飲食に適すると認められたものは、この限りでない。

一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第四項各号に掲げる疾病又は異常

二 前二号に掲げる疾病又は異常以外の疾病又は異常であつて厚生労働省令で定めるもの

三 獣畜及び家きんの肉及び臓器並びに厚生労働省令で定めるこれらの製品(以下この項において「獣畜の肉等」という。)

四 輸出の政府機関によつて発行され、かつ、前項各号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、同項各号に掲げる異常があり、又はへい死した獣畜又は家きんの肉若しくは臓器又はこれらの製品の写しを添付したものでなければ、これを食品として販売の用に供する衛生事項」という。)

五 当該獣畜の肉等に係る衛生事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて、厚生労働省の輸入する獣畜の肉等であつて、当該装置を含む。)

六 送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたものについては、この限りでない。

七 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

八 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工

九 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

十 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工

十一 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

十二 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工

十三 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

第十四 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工

第十五 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

第十六 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工

第十七 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

第十八 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工

第十九 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

第二十 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工

第二十一 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

第二十二 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工

第二十三 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

第二十四 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工

第二十五 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

第二十六 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工

第二十七 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

第二十八 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工

第二十九 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

第三十 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工

第三十一 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

第三十二 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工

第三十三 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

第三十四 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工

し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。

3 農薬（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第一項に規定する農薬をいう。次条において同じ。）の料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第二項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物質及び薬事法第二条第一項に規定する医薬品であつて動物の健康のために使用されること目的とされているもの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生・調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、当該物質の当該食品に残留する量の限度について第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。

第十六条 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着して人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装は、これを販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。

第十七条 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において製造され、又は特定の者により製造される特定の器具又は容器包装について、第二十六条第一項から第三項まで又は第二十八条第一項の規定による検査の結果次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当数発見されたこと、製造地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当程度含まれるおそれがあること認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用することを禁止することができる。

一 前条に規定する器具又は容器包装  
二 次条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装  
2・3 (略)

第十八条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

2 前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するため製造し、若しくは輸入し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。

第二十条 食品、添加物、器具又は容器包装に関しては、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広

告をしてはならない。

第五十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項若しくは第十三条、第十六条、第十八条第二項若しくは第二十条の規定に違反した場合又は第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該官吏にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

第六十二条 第六条、第八条、第十条、第十一条第一項及び第二項、第十六条から第二十条まで、第二十五条から第五十六条まで並びに第五十八条から第六十条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちやについて、これを準用する。この場合において、第十条中「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちやの添加物として用いることを目的とする化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

○ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）

（目的）  
第一条 この法律は、有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行なうことにより、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（定義）  
第二条 この法律において「家庭用品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。  
2 この法律において「有害物質」とは、家庭用品に含有される物質のうち、水銀化合物その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質をいう。

（事業者の責務）  
第三条 家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者は、その製造又は輸入に係る家庭用品に含有される物質の人の健康に与える影響をばくし、当該物質により人の健康に係る被害が生ずることのないようにしなければならぬ。

（家庭用品の基準）  
第四条 厚生労働大臣は、保健衛生上の見地から、厚生労働省令で、家庭用品を指定し、その家庭用品について、有害物質の含有量、溶出量又は発散量に関し、必要な基準を定めることができる。

2 厚生労働大臣は、保健衛生上の見地から、厚生労働省令で、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物である有害物質を含有する家庭用品を指定し、その家庭用品について、その容器又は被包に關し、必要な基準を定めることができる。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定により基準を定めようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くとともに、当該家庭用品についての主務大臣に協議しなければならない。

（販売等の禁止）

第五条 前条第一項又は第二項の規定により基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者は、その基準に適合しない家庭用品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で陳列してはならない。

（回収命令等）

第六条 厚生労働大臣又は都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下この条及び次条において同じ。）は、第四条第一項又は第二項の規定により基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者がその基準に適合しない家庭用品を販売し、又は授与したことによる健康に係る被害が生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の発生を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、家庭用品によるものと認められる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様等からみて当該家庭用品に当該被害と関連を有すると認められる人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質が含まれている疑いがあるときは、当該被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

（立入検査等）

第七条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、家庭用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、必要な報告をさせ、又は食品衛生監視員、薬事監視員その他の厚生労働省令で定める職員のうちからあらかじめ指定する者に、当該事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験に必要な限度において当該家庭用品を収去させることができる。

2 前項の規定により指定された者は、家庭用品衛生監視員と称する。

3 第一項の規定により家庭用品衛生監視員が立入検査、質問又は収去をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（事務の区分）

第八条 第六条及び前条第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(罰則)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条の規定に違反した者
- 二 第六条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第十一条 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

○ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（抄）

(販売の制限)

第三十九条の三 ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第三十九条の十二の規定により表示が付されているものでなければ、ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 (略)

(基準適合義務等)

第三十九条の十 届出事業者は、届出に係る型式のガス用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

- 一 輸出用のガス用品を製造し、又は輸入する場合において、その旨を経済産業大臣に届け出たとき。
- 二 輸出用以外の特定の用途に供するガス用品を製造し、又は輸入する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。
- 三 試験用に製造し、又は輸入するとき。

2 (略)

(表示)

第三十九条の十二 届出事業者は、その届出に係る型式のガス用品の第三十九条の十第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に対する適合性について、同条第二項（特定ガス用品の場合にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行

したときは、当該ガス用品に経済産業省令で定めるところにより、表示を付することができる。

(災害防止命令)

第三十九条の十八 経済産業大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体についてガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、当該各号に規定する者に対し、その販売し、又は製造した当該ガス用品の回収を図ることその他当該ガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第三十九条の三第一項の規定に違反してガス用品を販売したこと。

二 届出事業者がその届出に係る型式のガス用品で第三十九条の十第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと（同項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。）

○ 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）（抄）

(基準適合義務等)

第八条 届出事業者は、第三条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。

二 試験的に製造し、又は輸入するとき。

2 (略)

(表示)

第十条 届出事業者は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項（特定電気用品の場合）にあつては、同項及び前条第一項の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

2 (略)

(販売の制限)

第二十七条 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 (略)

(危険等防止命令)

第四十二条の五 経済産業大臣は、次の各号に掲げる事由により危険又は障害が発生するおそれがあると認める場合において

、当該危険又は障害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該電気用品の回収を図ることその他当該電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第二十七条第一項の規定に違反して電気用品を販売したこと。  
二 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと（第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。）。

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九条）（抄）

第三十九條（販売の制限）

液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第四十八條の規定により表示が付されているものでなければ、液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 （略）

（基準適合義務等）

第四十六條 届出事業者は、届出に係る型式の液化石油ガス器具等を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 輸出用の液化石油ガス器具等を製造し、又は輸入する場合において、その旨を経済産業大臣に届け出たとき。  
二 輸出用以外の特定の用途に供する液化石油ガス器具等を製造し、又は輸入する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。

三 試験用に製造し、又は輸入するとき。

2 （略）

（表示）

第四十八條 届出事業者は、その届出に係る型式の液化石油ガス器具等の第四十六條第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に対する適合性について、同条第二項（特定液化石油ガス器具等の場合にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該液化石油ガス器具等に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

（災害防止命令）

第六十五條 経済産業大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、その販売し、又は製造した当該液化石油ガス器具等の回収を図ることその他当該液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。  
一 液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第三十九條第一項の規定に違反して液化石油ガス器具等を販売したこと。

二 届出事業者がその届出に係る型式の液化石油ガス器具等で第四十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入  
合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと（第四十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入  
した場合を除く。）。